

沖縄県警察公正入札調査委員会設置要綱の制定について

発出年月日：平成18年5月19日

文書番号：沖例規会3

公表範囲：全文

改正 平成25.3 沖例規務4

沖縄県警察が発注する工事等の入札及び契約に係る不正行為等に対する情報があった場合等の対応を統一かつ的確に行うため、別添のとおり「沖縄県警察公正入札調査委員会設置要綱」を制定し、運用することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

沖縄県警察公正入札調査委員会設置要綱

第1 設置

沖縄県警察が発注する工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して統一かつ的確に対応するため、沖縄県警察本部に沖縄県警察公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 委員会の任務

委員会は、沖縄県警察が発注する工事等について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合には、次に掲げる事項について調査及び審議することを任務とする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

第3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

委員 警務部警務課長

警務部会計課長

交通部交通規制課長

警務部会計課施設指導官

第4 委員会の運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することができる。
- 4 委員会は、構成員の過半数をもって成立する。
- 5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第5 事務局

委員会の事務局は、警務部会計課に置く。

附 則

平成25年 3 月26日 沖例規務第 4 号